

令和3年11月24日

東京都知事
小池 百合子 殿

一般社団法人東京都中小建設業協会
会長 山口 巖

令和4年度東京都予算等に対する要望書

令和4年度東京都予算等に対する要望書

一般社団法人東京都中小建設業協会

【要望事項】

1. 公共事業費の確保と予算の執行について

東京都財政は、諸々の要望をかかえ、更には新型コロナウイルス感染症対策に多額の資金需要のあることは十分理解しておりますが、東京都の更なる都市基盤整備のためには公共事業費の確保は欠かせません。また、中小建設業界においても新型コロナウイルスの影響を受け、引き続き新規受注が減退しており、競争激化が進んでおります。投資的経費の確保と混合入札の是正を要望いたします。

東京都の公共投資は大型施設のみではありません。都民生活と直結する社会福祉施設、道路、上下水道、学校等に対する予算、そして維持修繕についても十分に予算を確保していただきたい。さらには、これらの公共事業費に対する予算について、高い執行率において消化していただきたい。

2. 働き方改革の推進について

働き方改革を推進していくには業界の努力だけでは解決できない問題が多くあり、一層の協力をお願いいたします。

週休2日制導入にあたっては、建設現場で働く技能労働者の給与体系は依然として日給月給制がほとんどであり、これまで6日間で得ていた収入を5日間で得るためには労務費の補正率を1.2以上にさせていただかなければ、技能者の生活に大きな影響を及ぼします。現状のまま全面的に週休2日制を導入した場合、技能者から強い反発が起ることは明らかです。働き方改革の推進、ならびに技能者の立場を守るためにも、労務費引き上げに一層のご配慮をお願いいたします。

長時間労働是正に向けては、発注時期の平準化や適切な工期設定、工事書類の削減・簡素化のために十分な予算を確保し、積極的に進めていただきたい。書類の削減・簡素化については、これまでも続けて要望しており、東京都技術会議で検討していただいておりますが、目立った進展がありません。工事情報共有システムの有効活用、工事書類の50%削減を要望するとともに、新たな試みとして工事完了後に書類作成期間を別途設けることを提案いたします。

建設業界では、年々人材不足が加速し、将来の人材確保・育成は深刻な課題です。これらを克服するためにも、働き方改革を推進し、安心して働ける、魅力ある業界にしていくことが必要です。

3. 災害対策の推進について

近年、集中豪雨などの気象災害が激甚化・頻発化しており、東京でも大きな被害を受けることが多くなってまいりました。当会では、東京都知事との防災協定の他、昨年には唯一の建設業団体として23区と「災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定」を締結いたしました。しかしながら、現在の協定では有事の際に機能しうることかという危機感を持っております。

災害が起きた時、建設業者が有効に動けるシステムの構築は緊喫かつ重要な課題です。東京都主導の下各団体・各行政と連携を取りながら、発災時における有効性の高い初動訓練の実施とそれに伴う経費の確保を要望いたします。

4. 若手技術者、技能者の確保・育成について

建設業の就業者は、55歳以上が約35%、30歳以下は約11%となっており、10年後の大量離職が憂慮されております。当会では、新入社員研修やフォローアップ研修を開催するなどして、技術者・技能者の育成定着に努めております。

しかしながら、若手入職者が中小建設業界に触れる機会が少なく、業界の魅力を十分に伝えることができていないという現状もございます。こういった機会を増やすべく、就業体験等の学校と連携したモデル工事等の施策のご検討をお願いいたします。

5. 安全衛生経費の十分な確保について

年々厳しさを増す熱中症対策として、空調服・冷水器・製氷機等にかかる費用と、全作業員が休憩時に空調環境下にて椅子に座って休める環境整備に対する経費を、積上げ共通仮設費として別途計上していただきたい。

また、新型コロナウイルス感染防止を徹底する観点から、マスク・消毒液・検温装置・アクリルパネルや休憩時間中の離隔を確保するための費用（詰所の増設）等についても、積上げ共通仮設費として別途計上していただきたい。これら感染防止策を付加する場合の設計変更手続きについては、簡易な資料提出としていただくことを要望いたします。

以上

令和3年11月24日

東京都知事 殿

東京都千代田区東神田一丁目10番2号
東京都公衆浴場業生活衛生同業組合
理事長 近藤 和幸
Tel 03(5687)2641



令和4年度東京都公衆浴場関係予算に関する要望書

令和4年度東京都公衆浴場関係予算に関する要望事項について

都民の公衆衛生の維持と健康の増進にとって必要不可欠な公衆浴場の施設確保に格段のご理解とご支援を賜り、感謝を申し上げます。

都内の公衆浴場は、経営者の高齢化、施設及び設備の老朽化など経営環境の悪化による転廃業により減少が続いています。

昨年からの、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されましたが、我々公衆浴場は地域の公衆衛生の観点から、都と連携し感染予防対策を徹底し、可能な限り営業を続けました。

しかし、外出自粛要請の影響で利用者が外出を控え、さらに経営環境が悪化し、廃業を考える浴場経営者も出てきました。

我々は、都民の健康維持及び公衆衛生の水準の確保はもとより、地域住民の交流拠点として公衆浴場の活性化に努め、新規利用者の開拓等、利用者拡大が喫緊の課題となっています。

現在、後継者不足など事業の継続に関する課題に対応するため、公衆浴場で働くことに興味を持っている方に、実際に仕事を体験してもらい、将来的には就業へつなげることを目的に養成事業を進めています。

都と連携しながら、公衆浴場としての社会的な役割を今後も果たしていきたいと考えます。

東京都におかれましても、これらの趣旨を踏まえ、令和4年度の予算措置を講じてくださるよう要望いたします。

記

1 公衆浴場利用促進事業補助(令和3年度予算額：8,248万円)

(1) 公衆浴場利用促進事業について

当組合では、外国人や若者など新しい顧客層を掘り起こし、公衆浴場利用者の増加を図っていくため、ホームページを多言語化して、我が国独自の入浴文化を国内外に伝えるとともに、ポストコロナに対応したWeb1010の配信、「銭湯サポーター」を募集して、SNSを活用した情報発信に取り組んでいます。

また、サポーターフォーラムや銭湯見学会を実施し利用者拡大を図ってまいります。

なお、令和3年度から公衆浴場活性化支援実証事業の後継事業として、銭湯の仕事体験塾・担い手育成支援事業等を実施し後継者育成に努めてまいります。

組合で実施する公衆浴場利用促進事業補助について、引き続き前年度と同様の予算措置を講じてください。

(2) 地域交流拠点事業について

組合本部の他、各支部、各地域が主体となって、地域の特性に応じた地域住民の健康増進や交流促進等、地域交流の拠点としての役割を果た

すための利用者拡大の取組みを、積極的に実施してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発せられ、様々な施設・店舗等の休業要請や徹底した外出自粛要請が行われました。都内の現在の状況から、感染症の収束には、なお、時間を要する見通しであります。衛生管理の徹底を日常のものとして継続しながら、令和3年度から公衆浴場活性化支援実証事業の後継事業として、更なる浴場利用者の獲得や持続可能な経営体質の改善につながる事業も実施してまいります。

公衆浴場が、地域交流拠点機能を強化するために必要な事業費用の補助について、引き続き前年度と同様の予算措置を講じてください。

2 公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業(令和3年度予算額：12,000万円)

地球温暖化防止に貢献するため、公衆浴場の使用燃料を二酸化炭素等の排出が少ない都市ガス等に転換するとともに、LED照明器具や高効率空調機への切り替え、太陽光発電設備やコージェネレーション設備を導入し、省エネ等にも積極的に取り組んでまいりますので、引き続き前年度と同様の予算措置を講じてください。

①補助対象限度額

・クリーンエネルギー化	600万円
・コージェネレーション設備設置	450万円
・太陽光発電システム設置	440万円
・LED照明器具設置	300万円
・既設ガス燃料設備更新	600万円
・高効率空調機設置	600万円

②補助率

・クリーンエネルギー化	2/3
・コージェネレーション設備設置	1/2
・太陽光発電システム設置	1/2
・LED照明器具設置	1/2
・既設ガス燃料設備更新	2/3
・高効率空調機設置	1/2

3 公衆浴場耐震化促進支援事業(令和3年度予算額：12,000万円)

公衆浴場施設の老朽化が進んでいますが、その補修は必要最小限の範囲内に留めて、営業を続けているような状況にあります。

近年、我が国は自然災害が多発、巨大化しています。当組合では、災害時にも地域の核として活動できるようにするため、組合員に災害時マニュアルや熊本地震被災者入浴支援活動記録を配付しました。

公衆浴場事業者としても、施設の耐震補強工事を進めるなど、利用者の安全・安心の確保に対する関心はますます高まっていますので、引き続き前年度と同様の予算措置を講じてください。

①補助対象限度額

- ・ 応急的修繕 600 万円
- ・ 計画的修繕 1,000 万円

②補助率

2/3

4 健康増進型公衆浴場改築支援事業（令和3年度予算額：18,500万円）

公衆浴場の改築経費につきましては、1軒あたり3億円以上を要することから、その資金確保に大変苦慮しております。

健康入浴推進事業やミニデイサービスなど健康増進に資するための事業が実施できる施設への改築又は改修に対する助成につきましては、前年度と同様の予算措置を講じてください。

① 補助対象限度額

- ・ 改 築 30,000 万円
- ・ 改 修 8,000 万円

②補助率

1/4

5 公衆浴場改善資金利子補助（令和3年度予算額：2,107万円）

公衆浴場の施設確保を図るとともに、東京都や国の施策に則った高齢者や障害者に優しい公衆浴場を実現するには、施設設備の改修等に要する経営者の負担を軽減することが必要です。

今後とも公衆浴場改善資金利子補助制度を効果的に活用できるよう、必要な予算措置を講じてください。

①補助対象資金限度額

- ・ 改築資金 10,000 万円
- ・ 修繕資金 5,000 万円
- ・ 施設存続資金 10,000 万円

②補助利率

3.5%以内

令和4年度東京都の施策及び予算等に対する要望

東京都町会連合会

会長 吉成 武男

1 町会・自治会および連合会組織等への補助・支援制度について

(1) 町会・自治会加入促進の支援について

多くの町会・自治会で困っている重要課題に「加入者減少、加入率低下」がある。これは、以前加入した会員の高齢化脱会と若い世帯の未加入が要因だと考えている。

広報活動のほか、町会・自治会加入促進へのインセンティブとなる支援策を検討していただきたい。

(2) 「地域の底力発展事業助成」における Wi-Fi 機器のレンタルについて

コロナ禍により対面での会議や町会・自治会のイベントなどが開催できない状況になった。そうした中でリモート会議等の町会・自治会のデジタル化を進めていく必要がある。

地域の底力発展事業助成においては、Wi-Fi 機器のレンタルを対象経費として認められているが、事業実施日前後の限られた期間しか認められていない。事業の実施に向けては、初回の打合せから関係者との協議、反省会に至るまで様々な場面でリモート会議も必要となる。そのため、事業期間のうち、大半の打合せや事業実施で使用する場合においては、Wi-Fi 機器を長期間レンタルできるよう検討いただきたい。

(3) 「地域の底力発展事業助成」におけるデジタル活用支援について

デジタルデバイド対策として、2021年度から「地域の底力発展事業助成」に「デジタル活用支援」区分を新設していただき感謝している。

しかし、「地域の底力発展事業助成」は、デジタル機器の購入のみでは申請対象とはならない制度である。

今後より多くの町内会・自治会が申請しやすくなるよう、町会・自

治会がデジタルを活用する事業に取組みやすくなる工夫を検討していただきたい。

(4) 一般財団法人自治総合センターのコミュニティセンター助成について

関東地方は、今後 30 年以内に大規模な地震が想定されているが、現在の町会・自治会が保有する会館は、耐震化が進んでおらず、震災発生時に一時的に避難をする拠点としての機能を有していない。

そこで、会館を耐震化することにより、備蓄食料の保管および震災時に活用する資機材の保管、高齢者の一時避難場所として活用が期待される。

現在は、町会・自治会会館の改修に関する助成金として、一般財団法人自治総合センターによるコミュニティセンター助成（1500 万円上限）があるが、多くの町会・自治会が利用できない状況にある。

東京都においては、一般財団法人自治総合センターに対して、コミュニティセンター助成の申請枠を広げるよう要望していただきたい。

(5) 「地域の底力発展事業助成」の継続について

この助成金は、町会・自治会活動資金として大変有効な助成金であるため、コロナ禍で都の税収減や歳出増もあり厳しいとは思いますが、是非この助成金制度を継続していただきたい。

2 災害対策の充実について

(1) 災害時における学校管理者との協力体制について

発災時には、学校施設は住民にとって命を守る重要な避難場所である。しかし、学校管理者は、学校施設の管理上、門扉の開放は施設の近隣に居住する職員と定められており、職員の到着まで、門扉の開放はできない現状であり、開放されるまでの間、住民の混乱や不安が募るなど課題がある。

住民が安心して避難できる体制づくりに向け、門扉の開閉などのルールの緩和を含め、学校管理者としての積極的な協力体制の構築を望みます。市の防災担当や教育委員会には要望しているが、東京都教育委員会においても、災害対策の緊急性・重要性を鑑みて地域の災害対策を一緒になって取り組むために学校管理者へ働きかけをお願いしたい。

(2) 災害時の情報伝達手段について

今後も、自然災害の増加が想定される。区市町村では、防災無線を整備して、広く住民に情報伝達する努力を続けているが、システムの改良を繰り返しても、防災無線からのメッセージが聞こえない、わからないという苦情は絶えない。

東京都においても、広域的に災害情報や避難勧告情報を広く住民に伝達する手段を検討していただきたい。

3 道路整備・交通対策について

(1) 国道 131 号線（産業道路）拡幅工事事業について

本件については、東京都第二建設事務所で事業を進めていただいている。事業の進捗状況などについて、平成 31 年 3 月に町会・自治会長会議で説明していただいているが、その後地域に対する説明を行っていただけていない。しばらくの間、事業の進みが目に見えない状況が続いており、地域住民も以前説明を受けた施工ステップや事業終期に変わりがないのか、大変懸念している。

事業の状況や完成予定時期などについて、適時適切に地域住民に対して説明していただき、工事の実施中のみならず休止期間中においても、車線変更による歩道幅員の十分な確保、段差等の解消といった歩行者の安全対策を確実にとっていただきたい。

(2) 都道 24 号線死亡事故再発防止のための信号機の設置について

以前から地元住民が危険を懸念していた場所で、令和 3 年 3 月に死亡事故が発生した。町会としては、事故が発生するかなり前から地元警察署に対して、信号機設置の要望を出しているが、都道ということもあり第四建設事務所との調整に時間を要し、未だに設置されていない。

今後、同じような事故が発生しないように、同場所に早急に信号機を設置していただきたい。

(3) 都道における町会・自治会掲示板の設置について

町会・自治会が設置、管理する掲示板は、行政の連絡事項や地域の情報等、地域住民に役立つ公益性の高い情報を発信している。

当自治体では、新型コロナウイルス感染症の影響により、回覧板での情報発信に比べ、掲示板を用いた情報発信が主流になりつつある。

町会・自治会掲示板は、私有地のほか、公道である区道・市道に多く設置されているが、都道においては、掲示板を設置するための道路占用許可に係る協議が煩雑で、設置が思うように進まない状況がある。

東京都の各建設事務所においては、町会・自治会の公益性の高い活動を考慮いただき、道路占用許可申請の際は、柔軟な対応をお願いしたい。

(4) 自転車利用者における交通マナーの向上について

新型コロナの影響で自転車利用者や宅配サービスの利用が増え、歩道を猛スピードで走る、スマートフォンを操作しながらの運転など自転車による迷惑行為や交通ルール違反（無視）が多くなっている。

また、自転車による歩行者との交通事故も増えている。

神戸では小学生が自転車で女性と正面衝突する事故があり、裁判所が保護者に高額な賠償金の支払いを命じたニュースがあった。このような不幸な結果をもたらさないため、取り締まりの強化と交通マナーの向上が不可欠と考えている。

歩行者が安心して歩道を歩けるよう、自転車のマナー向上のための施策（例えば自転車の教科教習を経た免許制度等）を進めていただきたい。

(5) 交通安全のための方策について

狭小道路における制限速度について、歩行者等が多いにもかかわらず、時速 30 km が速度制限となっている箇所が散見される。大きな事故が発生する前に道路制限速度の見直しが必要であると考えている。

路線バス車内において、急停車した際に、運転席付近に設置されているアクリル板に衝突し、口の裂傷、前歯を折る事故があった。同様の事故防止のために車両の早急な整備（手すりへのカバー装着など）を要望する。

さらに民営バス会社に対しても、同様の働きかけをお願いしたい。

4 豊洲市場について

(1) 土壌汚染対策について

豊洲市場について、風評被害を払拭するためにも、引き続き、空気や地下水質に関する情報や安全性に関する発信等を積極的に行っていただきたい。

(2) 交通対策について

豊洲市場への観光客の増加や東京 2020 大会終了後の更なる発展に向けて、地下鉄 8 号線の延伸や環状 2 号線地下トンネルの着実な整備など、適切な交通対策を講じていただきたい。

また、市場関係車両の生活道路への流入防止や路上駐車 of 禁止を徹底し、周辺の交通安全の確保を図られたい。

(3) にぎわいの場の整備について

豊洲市場と一体となった賑わいの創出に寄与する千客万来施設を着実に整備していただきたい。また、千客万来施設の開業までの間においても、賑わいの創出に取り組んでいただきたい。

(4) 感染症の拡大防止について

新型コロナウイルス等の感染症拡大防止に係る取組を引き続き徹底していただくとともに、感染等が発生した場合、関係者や近隣住民等へ速やかに情報開示をしていただきたい。

5 「賞味期限前の災害備蓄食品の配布」について

昨年 12 月に賞味期限前の災害備蓄食品の配布について案内があり、各町会・自治会での防災訓練等で有効に活用させていただいた。

今後も同様の配布があれば、東京都町会連合会を通して各区市の町会・自治会に情報提供していただきたい。

また、震災時の備蓄食品については、賞味期限 1 カ月前の配付でなく、概ね半年程度の期間を設けていただけると大変ありがたい。

賞味期限切れによる食品ロス削減に努めていただきたい。

6 J K K 東京（住宅供給公社）の管理する住宅の町会加入について

町会・自治会活動への参加促進の取り組みにおいて、大規模なマンション・賃貸住宅の加入率向上や活動への参加の促進が重要な課題となっている。

老朽化した都営住宅などを再編し、コーシャハイムなどの大規模な一般賃貸住宅に建て替える事業を行っているが、団地住民の自治会や管理組合を組織しない状況が生まれている。地元の町会・自治会とも連携がとれず、地域の防犯・防災への不安やコミュニケーションも取りづらい状況である。

東京都が全額出資する特別法人である J K K 東京（住宅供給公社）の管理する住宅においては、団地住民の自治会や管理組合を組織していただき、地元町会・自治会と連携をとって加入促進に協力していただきたい。

7 新型コロナウイルス感染度の地域調査方法について

区市町村の感染者数を調査し、公表しているだけではその地域住民の意識を喚起する数値になっていないのではないかと考える。

今後、完全に新型コロナウイルス感染症が収束するとは思えません。そこで、地域別に新型コロナウイルス感染症の蔓延濃度（大気中や下水など）を調査して、その濃度が高い地域を対象に、重点的な感染対策（人流抑制やワクチン接種）を実施するという方策を考えていただきたい。

8 多摩地区に都立文化施設、スポーツ施設を整備

23 区には多くの都立文化施設やスポーツ施設が整備されているが、多摩地区は 23 区に比べるとその数が少ないように思う。

コロナ禍において、人口が密集した都心部から多摩地区に移住している若い人も多いようである。また、施設を利用するために混雑した公共交通機関を利用することは感染拡大のリスクがある。今後の将来を見据えて多摩地区に文化施設、スポーツ施設の整備をお願いしたい。

令和3年11月24日

令和4年度 東京都予算要望

東京都行政書士会

予算要望にあたって

コロナ禍の中、東京オリンピック・パラリンピックが、組織委員会役員各位・ボランティアなど多数の方々のご協力と苦心のもと成功裡に終わりました。運営と感染防止に尽力された方々に敬意を表するものです。人生を賭けたトップアスリートの限界に挑戦する姿に感動し、人間として多くのことを学ばせていただきました。

期間中、感染が拡大し東京都や政府が必死に進める感染防止対策として「まん延防止等重点措置」や「緊急事態宣言」が発出されたことにより、多くの事業者が苦悩しつつ時短やテレワークなどで対応し、私たち行政書士会員も給付金・助成金など可能な限り事業者の申請をサポートし貢献しました。全事業者の活動の継続と生活は、健全な社会経済活動があればこそ享受されるものです。しかしながら、コロナ禍の影響により社会状況が大きく変化したため、その立て直しと定着には多くの努力と時間が必要と考えられます。また、この状況に関係なく2025年問題と言われる超高齢社会の課題は、確実に到来し電子化も進捗します。

行政書士法は、令和元年11月に改正され令和3年6月4日に施行されました。同法1条の目的に「国民の権利利益の実現に資する」が追加され、行政書士業務とそれに付随する社会的責任は誠に重厚であることが示されました。今後、官公署が申請マニュアルなどを作成するにあたっては、法令に則したものとするためにも東京都行政書士会との協議が生じることも想定されます。

さらに、デジタル庁が設置されたことにより、各種申請に対して電子申請が大きく進捗いたしますが、申請の電子化は、添付書類の省略と押印不要化などにより、処理がスピードアップされることとなります。従来行政対応から大きく変化し、申請者の姿が見えない時代が到来いたしますが、課題は、事業者（本人）及び代理人（専門士業等）の立場の確立とデジタル難民の発生抑止と救済です。

コロナ禍による事業者の救済を目的として制度化された給付金・助成金の申請では、虚偽申請など不正な申請や法外な報酬を要求する業者の事例が確認されました。事業者の救済を目的とした制度を悪用した数々の事例がありますが、これら申請業務のほとんどは、本来行政書士の法定業務です。虚偽申請や法外な報酬請求に遭わないよう、社会的責任と知見を備えた行政書士等が依頼者を守ることで、安心・安全な社会対応が可能となります。不正は本来あってはならないことであり、防がなくてはなりません。制度は目的に則して円滑に運用されることをもってその目的が達成されます。改めて行政書士の役割の重要性を確認しつつ社会的責任を果たして社会に貢献する決意であります。

本年度は、6項目の要望を行いますが、それぞれ、社会的貢献を目指す行政書士の課題でありますので、実現にあたり甚深のご理解とお力添えをお願い申し上げます。

令和4年度 東京都予算要望一覧

要望事項 1

今般公表された「東京デジタルファースト推進計画」に基づき行政手続のオンライン化等を推進するに際しては、行政書士が代理人として手続することを想定した設計（とくに行政書士が代理・代行するための専用画面・入力項目等を設定する等）とされたい。

また、同計画に関して諮問機関や委員会などを設置する場合には、行政書士を委員等として選任する等、都政のデジタル化についての具体的施策やシステムの検討・設計の段階から行政書士の知見・経験を活用されたい。

(デジタルサービス局)

要望事項 2

東京都の競争入札参加資格審査申請において、行政書士を電話相談員として相談業務に活用されたい。

(財務局)

要望事項 3

産業廃棄物収集運搬業の申請において、申請者の直前決算期の財務内容が債務超過である場合に提出を求められる、「経理的基礎を有することの説明書」を作成するものの資格者に「行政書士」を明示されたい。

(環境局)

要望事項 4

成年後見制度利用促進基本計画において求められている「利用者がメリットを実感できる制度・運用とすること(利用者に寄り添った運用)」を実現すべく、東京都行政書士会が高齢者・障害者等の権利擁護と福祉増進に寄与するために設立した成年後見制度の専門職団体である公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ(以下「ヒルフェ」という。)と、引き続き積極的に相互連携を図られたい。

また、都内各区市町村において継続して行われている「市町村計画の策定」や「地域連携ネットワークづくり」等に関して、ヒルフェの各地区会員をはじめ成年後見制度に精通している行政書士を協議会や中核機関の一員として活用するなど、行政書士との連携をより一層強化するよう各区市町村に対して助言されたい。

(福祉保健局)

要望事項 5

国が推奨する知的資産経営に関し、東京都において、都内中小企業等の知的財産権やノウハウ、人材、技術力など目に見えない強みを活かす知的資産経営を支援する、認証制度や融資制度などの取り組みを進められたい。

(産業労働局)

要望事項 6

著作権・農林水産分野の知的財産を業務とする行政書士として、下記項目を要望する。

- (1) 公益財団法人東京都中小企業振興公社が運営する東京都知的財産総合センターの「知財相談」事業において、著作権と農林水産分野の専門相談員としての活用。
- (2) 公益財団法人東京都農林水産振興財団の「チャレンジ農業支援センター」において、許認可手続等、知的財産に関する派遣専門家としての活用の助言。
- (3) 教育分野の ICT 化促進に対応した著作権法改正の適正な運用を図るために、教職員に対する著作権研修・普及啓発において、行政書士の活用。及び、都内の区市町村教育委員会に対しての周知。

(産業労働局 商工部、農林水産部 教育庁)

要望事項 1

今般公表された「東京デジタルファースト推進計画」に基づき行政手続のオンライン化等を推進するに際しては、行政書士が代理人として手続することを想定した設計（とくに行政書士が代理・代行するための専用画面・入力項目等を設定する等）とされたい。

また、同計画に関して諮問機関や委員会などを設置する場合には、行政書士を委員等として選任する等、都政のデジタル化についての具体的施策やシステムの検討・設計の段階から行政書士の知見・経験を活用されたい。

（要望理由）

行政書士は、官公署に提出する書類（電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成・申請等に関する専門家として、行政書士法に定められた目的である「行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資する」ため、都政のデジタル化推進に関しても都と都民の絆として全面的に協力し貢献していく所存である。この方針に基づき、東京都行政書士会は、東京都の「東京デジタルファースト推進計画（素案）」についてパブリックコメントを投稿している。これに対し東京都は、行政書士の役割の重要性を認めた上で、代理人による手続にも配慮して計画を推進する旨を「都の考え方」として示し、その後策定された本計画上に同趣旨の文言が追記された。本計画については、私たちもこれを強く支持をする。

ところで、都政のデジタル化推進は都民の利便等のために必要なことであるが、すべての都民が一斉に新しいシステムに対応することは困難である。そして、前述の行政書士法に定められた目的に則して、都政のデジタル化に際し都民に必要なサポートを提供することは、行政書士に与えられた使命であると認識している。

この使命をよりよく果たすためにも、東京都が構築する各種申請等のシステム入力画面等に行政書士が代理・代行するための専用画面・入力項目等をあらかじめ設定する等の方法で行政書士が関与できることを明示していただきたい。これにより、自ら手続を行うことが困難な都民には、行政書士こそが専門的な相談先であり依頼先であることを知ることができるとともに、手続の円滑な実施、無資格者の虚偽申請等の制度悪用（例：令和2年度中小企業庁実施の持続化給付金制度の際の虚偽申請等）の排除、ひいては都政のデジタル化推進そのものにも繋がる。

また、都政のデジタル化についての具体的施策やシステムの検討・設計の段階から、行政書士の知見・経験を活用することが有用であると考えられる。

（デジタルサービス局）

【参考資料】（14頁～）

東京都行政書士会「東京デジタルファースト推進計画（素案）に対するパブリックコメント」及びそれに対する「都の考え方」

要望事項 2

東京都の競争入札参加資格審査申請において、行政書士を電話相談員として相談業務に活用されたい。

(要望理由)

現在、東京都の競争入札参加資格審査申請において、物品入札、工事入札とも、定期受付の申請期間中は問合せの電話がつながらないことが多く、財務局としても電話対応に忙殺され、本来の審査業務に支障をきたしているようにかがわれる。

東京都行政書士会は、建設業課においても約 60 名の相談員を常時 3 名配置し、行政サービス向上に寄与している長い歴史とノウハウを持ち合わせている。相談員である行政書士は、中央省庁一元受付、東京都、共同運営の申請方法の違いや、コリンズ登録のみならず、工事の入札参加資格審査申請について必要となる、建設業許可・経営事項審査・工事实績・配置技術者・国家資格者・社会保険等建設業法の知識にも精通している。

そこで、東京都において行政サービスを円滑化し審査業務に専念いただくための方策として、定期受付の期間だけでも行政書士を電話相談員として活用されたい。

(財務局)

要望事項 3

産業廃棄物収集運搬業の申請において、申請者の直前決算期の財務内容が債務超過である場合に提出を求められる、「経理的基礎を有することの説明書」を作成するものの資格者に「行政書士」を明示されたい。

(要望理由)

本要望に対する過去の回答文中に、「債務超過が生じることになった原因を分析し、その分析結果を基に改善策を処理業者に対して提案助言することによって、経営基盤の強化に繋げ不法投棄等の不適正処理を防止すること」と謳われているが、これこそ行政書士業務の実質であり、かつ、行政書士法の趣旨とも合致することを改めて強調したい。

行政書士は、建設業における決算報告、運送業における事業報告及び事業計画、経営革新計画、知的資産経営報告書、各種助成金の申請等の書類作成及び相談業務を通じて、事業の経営に絡む様々な取り組みに携わっているのは前年度の要望書でも述べたとおりである。具体例を挙げると、建設業の決算報告における決算書類は国土交通省令様式第 15 号・第 16 号・第 17 号等の作成が求められており、これらの書類の作成は行政書士の独占業務である。また行政書士は、工事入札参加資格審査申請における経営状況分析申請や経営事項審査申請にあたり、経営状況分析の決算前シミュレーションや、確定した決算の経営状況分析結果に基づき改善策を建設業者に対して提案助言することによって、経営基盤の強化に繋げ工事品質の適正化につながるように配慮した対応をしている。

また、許可事務の取扱いに関する環境省の通知において明示されているのは中小企業診断士のみではあるが、このことは、官公署に提出する書類（電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成を独占業務とする行政書士を排除する理由とはならない。なお、税理士の独占業務は税理士法 2 条 1 項の税務代理・税務書類の作成・税務相談であり、同条 2 項の財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務は非独占業務である。すなわち、同項に基づく書類の作成は、事実証明に関する書類の作成であることから行政書士の独占業務に当たる。

なお、本要望における経理的基礎を有することの説明書の作成に相当する業務について、行政書士が行なっている自治体も存することを念のため付言しておく。

このことに併せて、東京都行政書士会が提出した「都の各機関における行政書士制度への理解及び行政書士法等の遵守徹底に関する請願（請願 31 第 2 号。令和元年 6 月 19 日議決により採択。）」の内容を十分留意されるよう改めて求めるものである。

（環境局）

要望事項 4

成年後見制度利用促進基本計画において求められている「利用者がメリットを実感できる制度・運用とすること(利用者に寄り添った運用)」を実現すべく、東京都行政書士会が高齢者・障害者等の権利擁護と福祉増進に寄与するために設立した成年後見制度の専門職団体である公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ(以下「ヒルフェ」という。)と、引き続き積極的に相互連携を図られたい。

また、都内各区市町村において継続して行われている「市町村計画の策定」や「地域連携ネットワークづくり」等に関して、ヒルフェの各地区会員をはじめ成年後見制度に精通している行政書士を協議会や中核機関の一員として活用するなど、行政書士との連携をより一層強化するよう各区市町村に対して助言されたい。

(要望理由)

団塊の世代が75歳以上になる2025年には、65歳以上の認知症高齢者が全国で推計約700万人になると言われ、ますます認知症の人などが社会参加できる仕組みの必要性が増している。

この点、私たち行政書士は、行政書士法の目的に新たに規定された「国民の権利利益の実現に資する」ため、地域に根差した「かかりつけ行政書士」として、専門的知見を活かしつつ、高齢者・障害者等に対して意思決定支援等の福祉的な視点に十分配慮し、財産管理や身上保護に係る契約の締結・変更等の職務を遂行している。そしてその職務を遂行するにあたっては、地域連携ネットワーク等を通じて各専門職団体や福祉関係機関との連携・協働によって、より一層質の高い適正な後見等を行うことが責務であると考えて活動している。このような行政書士は、2025年問題などの当面する課題への対応に関して適任であると考えられる。

中でもヒルフェは後見受任専門職団体として、後見人候補者の養成、後見人等の指導・監督を行うとともに法人後見も行っており、ヒルフェ会員は、地域密着型という行政書士の特性を活かしつつ、高度な専門的能力と高い倫理観を持って活動している。

東京都におかれては、成年後見制度の利用の促進に関する法律15条に沿って、各区市町村において地域の実情に応じた基本計画の策定・見直し、地域連携ネットワークづくりを推進していくに当たり、これまで以上に東京都行政書士会およびヒルフェと連携していただけるよう、各区市町村に対して格別なるご助言をお願いしたい。

(福祉保健局)

要望事項 5

国が推奨する知的資産経営に関し、東京都において、都内中小企業等の知的財産権やノウハウ、人材、技術力など目に見えない強みを活かす知的資産経営を支援する、認証制度や融資制度などの取り組みを進められたい。

(要望理由)

東京都知的財産総合センターは、「知財戦略導入支援事業」を実施して知的財産の保護・活用を図っているものの、この事業の対象は知的資産のうち知的財産（ブランド等および知的財産権（特許権等））の部分についてであり、それ以外の人的資産、組織力、経営理念、顧客とのネットワーク、技術やノウハウなどについては含んでいない。

企業固有の提供する価値を再確認し、中小企業の経営を発展させたり、円滑に事業承継させたりするには、知的財産のみならず、その企業の強み（こだわりの経営方針、技術を構築する人材育成、長年の経験に基づくノウハウ、顧客との関係など）を洗い出した上で、強みの見える化を図り、報告書にまとめる中で、知恵を絞って新しい社会に適応することが急務である。

そこで東京都が知的資産経営報告書作成に関し、認証制度や融資制度を導入することによって、力のある企業が再び活路を開いて、業績の向上や価値向上につなげる後押しをする取組が有効であると考えられる。

令和3年7月13日付で内閣府知的財産戦略本部が策定した「知的財産推進計画2021」においては、知的財産の専門家として「行政書士」を挙げているが、行政書士は、許認可手続等に関わり企業に寄り添い、必要な許認可要件に関する助言と合わせて知的資産経営支援を行い、知的資産経営報告書の作成によって、その企業の魅力となる「見えない強み（承継しなければならないもの）」と「見えない課題（弱み／改善すべきもの）」を「見える化」する役割を地道に担っていることを申し添える。

(産業労働局)

【参考資料】(15頁～)

知的財産戦略本部「知的財産推進計画2021～コロナ後のデジタル・グリーン競争を勝ち抜く 無形資産強化戦略～（令和3年7月13日）」(抄)

要望事項 6

著作権・農林水産分野の知的財産を業務とする行政書士として、下記項目を要望する。

- (1) 公益財団法人東京都中小企業振興公社が運営する東京都知的財産総合センターの「知財相談」事業において、著作権と農林水産分野の専門相談員としての活用。
- (2) 公益財団法人東京都農林水産振興財団の「チャレンジ農業支援センター」において、許認可手続等、知的財産に関する派遣専門家としての活用の助言。
- (3) 教育分野の ICT 化促進に対応した著作権法改正の適正な運用を図るため、教職員に対する著作権研修・普及啓発における行政書士の活用。及び、都内の区市町村教育委員会に対しての周知。

(要望理由)

行政書士は、知的財産業務として、著作権の登録・調査、著作権の利用許諾や契約書作成等、農林水産分野では種苗法による品種登録の出願、地域ブランドとなった農林水産物を保護する地理的表示保護制度（GI）の登録申請等を業務としている。

さらに（2）に関して行政書士は、土地活用の専門家として農地移転や生産緑地に関する手続、農家レストランの飲食店営業許可や民泊や農泊を含めた旅館業の開業許可手続、さらに農業の担い手の確保の面でも、相続を含めた事業承継に関する手続や、外国人材の受入れで新設された特定技能制度の手続も業務範囲としており、農林水産分野の行政書士業務は多岐にわたる。

東京都行政書士会では著作権業務では著作権相談員制度を創設して、研修と考査を受けた者を著作権相談員名簿に登録している。外国人の入国管理業務では研修と効果測定を修了した「申請取次行政書士」が業務に携わっている。そして他の業務向けにも多くの研修を実施している。

（3）教育分野の ICT 化促進に対応して著作権者の無許諾利用範囲を拡大した平成 30 年に改正した著作権法 35 条が令和 2 年 4 月から施行されているが、改正後も利用許諾が必要な利用方法も存在していることから、改正法の趣旨およびその内容の周知が重要である。この点に関して、文化庁も関与している著作物の教育利用に関する関係者フォーラムが公表した「改正著作権法第 35 条運用指針」は詳細に触れている。同運用指針も参考にした教職員向けの研修・普及啓発を図る場面での行政書士の活用を図られたい。

（産業労働局 商工部、農林水産部 教育庁）

【参考資料】（19 頁～）

- 1 文化庁「教育用著作物ネット配信円滑化制度（リーフレット）」
- 2 同「平成 30 年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」の本格実施について」（令和 3 年 1 月 26 日）（抄）
- 3 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「改正著作権法第 35 条運用指針（令和 3（2021）年度版）」（令和 2 年 12 月 24 日）（抄）

- MEMO -

参 考 资 料

全要望事項共通／参考資料

行政書士法（昭和26年法律第4号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資することを目的とする。

（業務）

第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。次号において同じ。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。

二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。

三 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

四 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

2 前項第二号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができる。

東京都行政書士会「東京デジタルファースト推進計画（素案）に対するパブリックコメント」

【項番号等】 12P 2.2.2 デジタル化に伴う抜本的な見直し

・各局等は、多様な属性を持つ全ての人が行政サービスの利便性を享受できるよう、手続の性質に応じて、オンラインや対面でコミュニケーションを組み合わせるなど、単にデジタル化することが目的化しないように利用者に合った形態でのサービス設計を検討していく。

【要望】

上記のような利用者ファーストを実現していくためには手続きの基となる法令等の理解や言語の壁およびデジタルへの対応力などの差を乗り越えさせる者の助力が必要な場合が多い。現在その一端を担っているのが行政書士をはじめとする有資格者である。本人申請に限定することは利用者ファーストの障害となりデジタル化の妨げになる。都においては本人申請と並行して有資格者による代理申請が可能であることを前提とした「デザイン思考」とするよう要望する。具体的には、

- 1、 本人だけでなく有資格者が代理人として手続きできることを想定した設計を推進する。
- 2、 行政に対する代理人は、行政書士ほか行政に申請することが法で定められた有資格者であることを条件とする。

【改善案】

・各局等は、多様な属性を持つ全ての人が行政サービスの利便性を享受できるよう、手続の性質に応じて、行政書士等有資格者による代理人申請、オンラインや対面でコミュニケーションを組み合わせるなど、単にデジタル化することが目的化しないように利用者に合った形態でのサービス設計を検討していく。

【パブリックコメント送信者】

東京都行政書士会 会長 宮本重則

(連絡先) 東京都目黒区青葉台 3-1-6 行政書士会館 03-3477-2881

都の回答（都の考え方）

都民や事業者等と行政との関係において、双方の橋渡し役である行政書士をはじめとする専門家の方々の果たす役割は非常に重要と認識しております。ご意見を踏まえ、「2.1.1 デザイン思考の行政サービス」に、代理人による手続も含めて、誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう配慮しつつ、デジタル化を推進していく記載を加えました。

知的財産推進計画2021

～コロナ後のデジタル・グリーン競争を勝ち抜く
無形資産強化戦略～

2021年7月13日
知的財産戦略本部

デザインの発想が重要である。

知財投資・活用戦略の策定・開示・発信に当たっては、技術力に加え、こうした幅広い知財に対して、長期的な視点で戦略的に投資し、積極的に活用する姿勢と具体的なアクションに訴えることが重要である。

(施策の方向性)

- ・ 企業の知財投資・活用戦略が見える化し、投資家等が活用しやすい環境を整備するため、コーポレートガバナンス・コードや価値協創ガイドランスの改訂を踏まえ、どのような形で知財投資・活用戦略を開示・発信することが有益であるかなどについて検討し、知財投資・活用戦略に関する開示・発信の在り方を示すガイドラインを2021年中に策定し、公表する。

(短期) (内閣府、経済産業省)

- ・ スタートアップ等、不動産等の有形資産を持たない事業者であっても経営者保証に依存せずに資金調達ができるとともに、金融機関が企業の事業継続や発展を支えながら、経営改善支援等に注力できる環境を整備するため、海外の制度や実務等も参考に、のれんや知財等の無形資産を含む事業全体を対象とする新たな担保制度について、利便性確保の方法や他の債権者の保護等に留意しつつ、検討する。

(短期、中期) (金融庁、法務省、経済産業省、内閣府)

- ・ 知財情報を活用して経営・事業に貢献するIPランドスケープの普及・定着に向け、各種セミナー、民間の団体との連携・協働等を図る。

(短期、中期) (経済産業省、内閣府)

- ・ 知財を切り口とした事業性評価を通じて中小企業における知財活用を推進するため、知財ビジネス提案書の作成支援を地域金融機関等に行う。

(短期、中期) (経済産業省)

- ・ これまで活用された知財ビジネス評価書の分析等を行い、知財ビジネス評価に資する調査項目等を取りまとめる。また、民間調査会社等による知財ビジネス評価書の作成を支援するためのひな形を検討する。

(短期、中期) (経済産業省)

- ・ 2020年度までの「STI for SDGsプラットフォームの構築に向けた調査・分析」の結果を踏まえ、SDGsビジネスモデルの構築に役立つ具体的なプロセスについての検討・調査・分析を行い、その結果を関連機関へ共有する。

(短期、中期) (内閣府)

(2) 価値デザイン経営の普及と実践の促進

(現状と課題)

「価値デザイン経営」の考え方は、企業が自己固有の価値観・存在意義を確認し、社会に対して実現したい価値とそれを共創・共有する自他の将来像を明確化し、将来像と従来像とを比較することで現在の戦略を策定するものであるが、その実践には「経営デザインシート」¹が有用である。経営デザインシートは、価値創造メカニズムを可視化することから、前述の企業における知財投資・活用戦略の構築や開示・発信においても有用であり、知財を含む無形資産の棚卸しのツールとして活用できる。

価値デザイン経営と経営デザインシートは、大企業、スタートアップ・中小企業、大学、自治体など幅広い主体で活用されているが、その更なる活用に向け、知的財産戦略本部に設置された「価値デザイン経営ワーキンググループ」において、2021年4月に「価値デザイン経営の普及に向けた基本指針」を策定した。

同基本指針では、価値デザイン経営の普及実践に向け、企業経営者等の価値デザイン経営の実践者と、これを支えるコンサルティング企業、弁護士、弁理士、行政書士、中小企業診断士等の各士業、金融機関・経済団体等の実践促進・支援者からなるエコシステム（図6）の構築を提唱している。すなわち、実践者たる企業経営者等に接点を有する金融機関・経済団体等にも幅広く価値デザイン経営の考え方と経営デザインシートの有用性について知ってもらうことが、企業経営者等における価値デザイン経営の実践と経営デザインシートの活用にも繋がりうる。

例えば、金融機関における活用例としては、事業性評価を支える手段のひとつとして、貸付先に対し、経営デザインシートを活用した経営戦略の明確化とそれに基づく企業経営者等との対話を行うことなども考えられる。

上記の取組によって価値デザイン経営と経営デザインシートの更なる普及が期待されるが、重要なのは価値デザイン経営の実践であって、経営デザインシートの形式的な活用ではない。

また、ローカルベンチマークと経営デザインシート双方の特徴を活かした活用の促進など、経営デザインシートと、ローカルベンチマークなどの政府が提供する様々な支援ツールとの連携が効果的であり、実際にそのような活用が広がりつつある。こうしたツールとの連携強化を図っていくことも重要である。

¹ 経営デザインシートは、企業等が将来に向けてニーズやウォンツに訴求できる価値を生み出す仕組み（価値創造メカニズム）を構想するための思考補助ツールである。

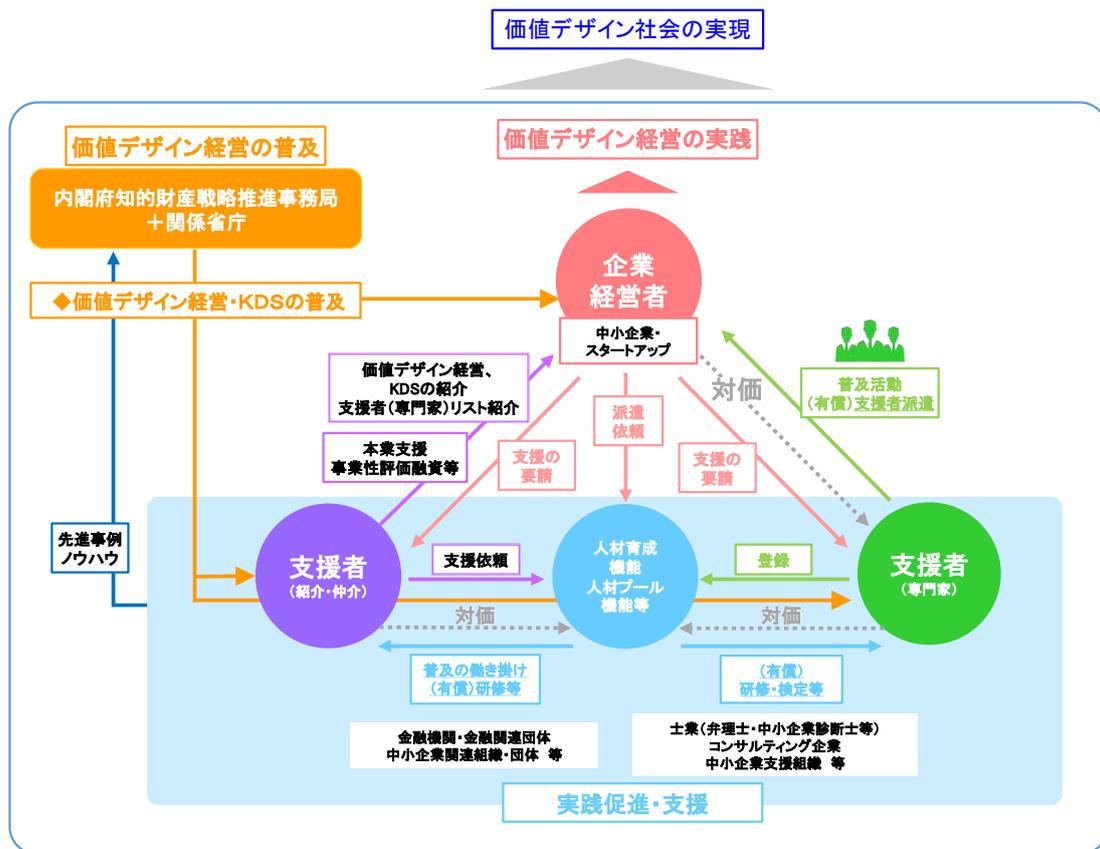


図 6：価値デザイン経営の普及実践エコシステム

(施策の方向性)

- 2021年4月に策定した「価値デザイン経営の普及に向けた基本指針」に基づき、大企業やスタートアップ・中小企業等へ経営デザインシートの活用を更に広げるなど、価値デザイン経営の普及実践エコシステムの構築に向けて取り組む。

(短期、中期) (内閣府、金融庁、経済産業省)

- よろず支援拠点において、経営デザインシートの作成による長期ビジョンの検討に対する支援を行うなど、経営相談への対応において、その活用を図る。

(短期、中期) (経済産業省、内閣府)

- 企業等が財務・非財務の両面から組織の経営状態を把握し、現在の組織状況を深く理解し、将来を見据えた戦略立案ができるように、ローカルベンチマークと経営デザインシート双方の特徴を活かした両ツールの活用を促進する。

(短期、中期) (経済産業省、内閣府)



オンライン教育で
お困りの学校・先生方に

教育用 著作物ネット配信 円滑化制度

— 授業目的公衆送信補償金制度 —

2020年4月28日より開始！

2020年度に限り無償

2021年度以降も、教育委員会や学校法人等が**一定の補償金（年額）**を支払うことにより、多様なコンテンツを**何度でも利用可能**

制度の概要

- 制度の対象
幼稚園や保育所、小学校、中学校、高等学校、大学などの非営利の教育機関
- 制度の目的
これまで著作物をネット配信するためには、個別に権利者の許諾を得る必要があったが、許諾不要（補償金あり）にすることで「遠隔授業などオンライン教育における著作物利用の円滑化」と「画家、作家、作曲家などクリエイターへの対価還元」の両立をする制度
- 必要な補償金
2020年度については特例的に無料で利用可能。2021年度以降については有料（例：一人〇円／年）での本格運用に向けて準備中

教育用 著作物ネット配信円滑化制度

— 授業目的公衆送信補償金制度 —

対象機関



非営利の教育機関



営利企業などの
営利機関はNG

利用範囲



教師と児童、生徒
や学生の間など



ウェブサイト等での
一般公開、学校間の
共有、教育委員会等
による配信はNG

利用目的

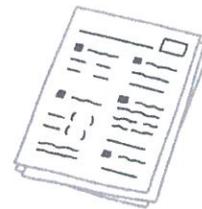


授業目的



保護者会や職員会議
などでの配信はNG

利用方法



著作物の
小部分の利用

※短歌や写真などは全体の利用が可能



生徒購入用のドリル
や書籍の大部分など
の配信はNG

※NGに挙がっている利用も著作権者の許諾を得れば可能です。

詳しくは

文化庁 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について

検索



平成30年著作権法改正による 「授業目的公衆送信補償金制度」 の本格実施について

令和3年1月26日
文化庁著作権課

授業目的公衆送信補償金制度の概要

● ICTを活用した教育を推進するため、著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランスをとった制度。補償金を一括で支払うことにより、著作物を無許諾利用できる範囲が拡大。

要許諾（権利者毎の使用料）

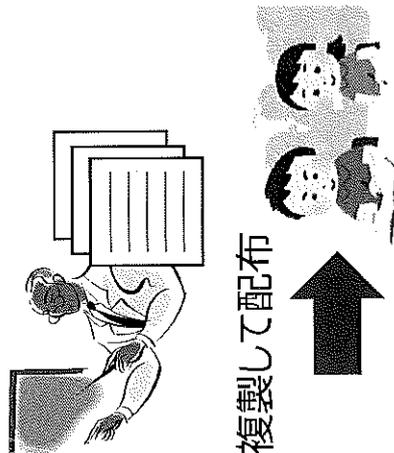
⇒ 無許諾・有償（文化庁が認可する補償金）

無許諾・無償

（著作権法第35条第1項）

複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布

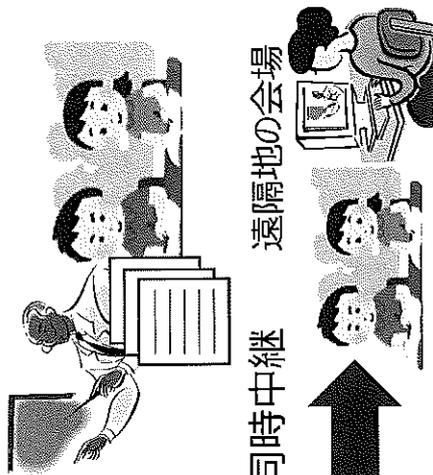


複製して配布

（著作権法第35条第3項）

遠隔合同授業等 のための公衆送信

対面授業で使用した資料や講義映像を遠隔合同授業等（同時中継）で他の会場に送信



同時中継

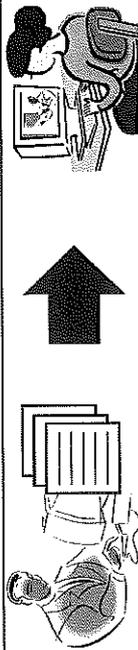
遠隔地の会場

（著作権法第35条第1項・第2項）

平成30年の改正範囲

その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
対面授業で使用する資料を外部サーバー経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



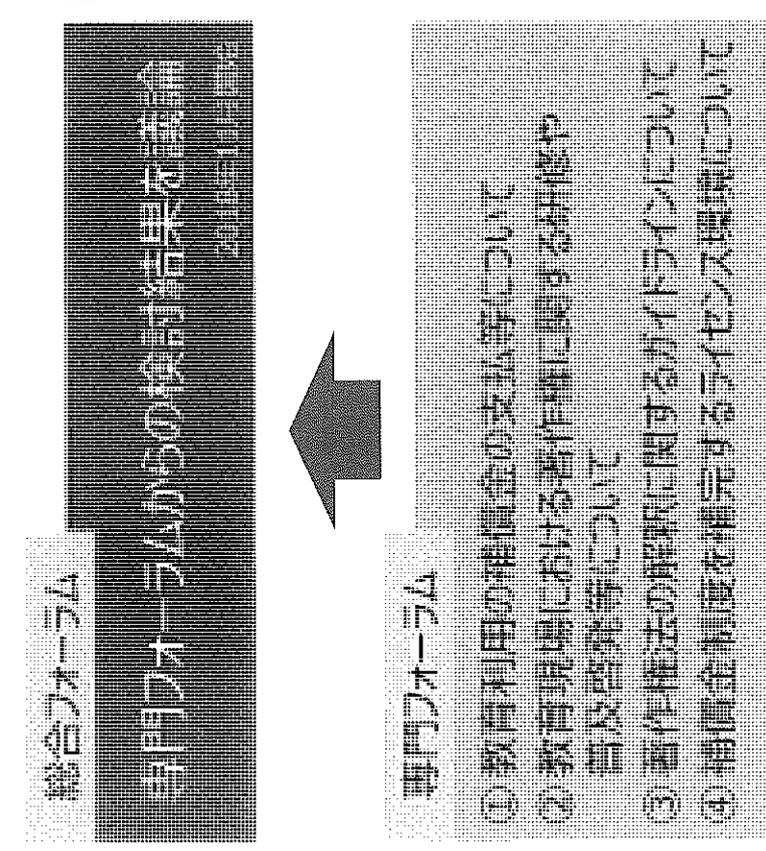
同時中継

遠隔地の会場

※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

【参考】著作物の教育利用に関する関係者フォーラムについて

- 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」として、権利者団体と教育関係者が共同してフォーラムを設置し、文化庁・文部科学省、有識者等より助言を得つつ、改正法に基づく制度の構築をはじめとする環境整備に取り組んでいる。
- 2018年度より、①補償金の支払等 ②教育現場における普及啓発 ③著作権法の解釈に関するガイドライン ④補償金制度を補完するライセンス環境について検討がなされている。
- ③について、「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」を令和2年12月に公表。



著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの構成団体・構成員例

利用者側（総合フォーラム委員）	権利者側
○ 全国都道府県教育委員会連合会	○ 一般社団法人日本写真著作権協会
○ 全国市町村教育委員会連合会	○ 一般社団法人日本書籍出版協会
○ 日本私立小学校連合会	○ 日本放送協会
○ 日本私立中等高等学校連合会	○ 協同組合日本脚本家連盟
○ 一般社団法人国立大学協会	○ 一般社団法人日本雑誌協会
○ 日本私立大学団体連合会	○ 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
○ 一般社団法人公立大学協会	○ 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
○ 国立高等専門学校機構	○ 一般社団法人日本音楽著作権協会
○ 全国公立短期大学協会	○ 一般社団法人日本レコード協会
○ 全国専修学校各種学校総連合会	○ 一般社団法人日本民間放送連盟
	○ 一般社団法人日本新聞協会
	○ 一般社団法人日本美術著作権連合
	○ 公益社団法人日本文藝家協会
	○ 一般社団法人学術著作権協会

その他 有識者 関係団体 等

改正著作権法第35条運用指針

(令和3(2021)年度版)

2020年12月

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

本資料は、教育関係者、有識者、権利者が参加するフォーラムでの意見交換、協議の中で、改正著作権法第35条を運用する際に使用する用語の定義等に関して、現時点で引き続き検討が必要な事項を含め共通認識が得られた部分を公表するためのものです。本資料の内容については、定期的に見直すことにしています。

同条でいう授業の過程における著作物の利用の条件については、今後も、共通認識の得られた事項を順次公表してまいりますので、参照される場合には、公表の年月をご確認のうえ最新のものをご利用ください。

■改正著作権法 第35条

(2018年改正、2020年4月28日施行)

改正著作権法第35条は、「学校その他の教育機関」で「教育を担当する者」と「授業を受ける者」に対して、「授業の過程」で著作物を無許諾・無償で複製すること、無許諾・無償又は補償金で公衆送信（「授業目的公衆送信」）すること、無許諾・無償で公に伝達することを認めています。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではありません。

<条文>

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

※著作権法の定めにより、授業目的公衆送信補償金制度は著作隣接権に対しても準用されます。

※「引用」などの権利制限規定が適用される場合には、無許諾で利用できます。なお、本条のほか、デジタル方式による私的録音録画（30条2項）、教科書・デジタル教科書・営利目的の拡大教科書への掲載（33条、33条の2、33条の3）、営利目的の試験への複製・公衆送信（36条）、視聴覚教育センター等におけるビデオの貸出し（38条5項）等については補償金の支払いが必要です。

2. 学校等における典型的な利用例

授業での利用の例

学校など教育機関の教員等は、授業の中で他人の著作物を複製し、履修者等に配付することなどについては、「その必要と認められる限度」において、著作権者の許諾を得ることなく、無償で行うことができます。また、他人の著作物を使用して作成した教材を、履修者等の端末に送信したり、オンデマンド型の遠隔授業で使用したりすることもできます。この場合、著作権者の許諾を得ることは不要ですが、学校などの設置者が著作権者に補償金を支払うことが必要です。

ただし、いずれの場合でも、「当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害する」場合には著作権者の許諾が必要です。

※以下の例で示した教科名、授業のテーマ、場面は参考例です。いずれの場合も、「引用」(著作権法第32条第1項)に該当する場合などは許諾不要、無償で利用できます。また、慣行がある場合は著作者名など「出所の明示」が必要です。

初等中等教育

A) 許諾不要、無償で著作物を利用できると考えられる例

■ 複製 ■

< 教室での授業 >

1. 教科書^{*1}に掲載されているエッセイの全部を授業で教員が板書する。
2. 単行本に掲載されているエッセイの小部分を授業で教員が板書する。
3. 新聞に掲載されている写真と記事をコピーした授業用のプレゼンテーション資料を作成する。
4. 3. で作成した資料を、事務補助員に依頼し印刷する。
5. 3. で作成した資料を、授業参観で生徒と参観した保護者に配布するために印刷する。
6. テレビの報道番組を録画し、その一部を授業で視聴する。

< 教室外での授業 >

7. 旅行ガイドブックの一部を修学旅行中の児童生徒に配布するために宿泊

施設でコピーする。

< 教員研修 >

8. 新聞に掲載されている写真と記事をコピーした研修資料を指導主事が印刷して、教育センター主催の研修で配布する。

※1 教科書は利用している地域や学校（学科・コース別の場合もあり）で採択され児童・生徒全員が所有している教科書を示します。採択されていない教科書は、一般の書籍等と同じ扱いになります。

■ 公衆送信 ■

<リアルタイム遠隔合同授業>

1. 板書したエッセイの小部分を、インターネットを使った2校の遠隔合同授業で同時中継（送信）し、大型画面に表示する。
2. 1. において配布する資料を授業中に送信する。
3. 対面授業の様子を、インターネットを使って、生徒の自宅に同時送信する。
4. 修学旅行の事前学習として、修学旅行先の現地の学校と、新聞記事や写真、テレビ番組の映像等を用いながらネットミーティングシステムでリアルタイムの遠隔交流授業を行う。

B) 許諾不要で利用できるが、補償金の支払いが必要だと考えられる例

■ 公衆送信 ■

<公衆送信（教室内学習）>

1. 教科書^{*1}に掲載されているスキット（寸劇）を、教師が肉声で録音し、児童・生徒のみがアクセス可能なクラウド・サーバ（以下同じ）にアップロードする。
2. 教科書等の出版物から図版や文章を抜き出してプレゼンテーションソフトにまとめ、対面での授業中にクラウド・サーバを通じて児童のタブレット端末に送信する。
3. 全国各地での取り組みを紹介した複数の新聞記事をプレゼンテーションソフトにまとめてクラウド・サーバにアップロードする。
4. 授業で利用する教科書や新聞記事などの著作物を用いた教材を学習できるようにクラウド・サーバにアップロードする。

<オンデマンド型公衆送信（教室外学習）※2>

5. 反転授業のための予習（事前学習）の資料として、教科書の著作物や絵画、写真などをクラウド・サーバにアップロードする。
6. 修学旅行で訪ねる文化施設についての説明の必要な部分をタブレットPCから参照できるようにするため、クラウド・サーバにアップロードする。
7. 教員が教科書を使った授業動画を収録し、クラスの児童生徒のみがアクセスして視聴できるような方式で配信する。

<リアルタイム・スタジオ型公衆送信（教室外学習）※3>

8. 幼稚園や保育所で、普段対面で行っている絵本の読みきかせを、臨時休園中に、同じ教員と幼児間の在宅オンライン授業として行う。
9. 児童生徒がいない場の教員が、自宅等にいる児童生徒とネットミーティングシステムを使い、写真や教科書等の文章、新聞記事やウェブページ等を使ったオンライン授業を行う。
10. DVDに録画したテレビ番組を授業に必要な範囲で、教員のパソコンで再生し、生徒のタブレット端末へストリーミング配信する。
11. 在宅の幼児に音楽に合わせて踊る踊りを教えるためにインターネットを用いて楽曲の全部をストリーミング配信する。

※2 オンデマンド型とは、学習者の注文（要求）に応じて学習資源を提供する方法。

※3 リアルタイム・スタジオ型とは、教員の面前に児童生徒がいない場所から児童生徒の自宅などに学習資源（映像・音声等）をリアルタイムで配信するオンライン授業の態様。

C) 著作権者の許諾が必要だと考えられる例

（必要と認められる限度を超える、著作権者の利益を不当に害する等）

■ 複製 ■

1. 教員が日本各地の祭りを撮影した写真集の中から写真を数十枚選んで紙にカラーコピーして簡易製本し、社会科の授業で複数年にわたって使える教材にする。
2. 教員が算数のドリルを児童には購入させず、学校や教員が持っている算数ドリルの中から児童に配付するために問題を紙にコピーする。
3. 小説の一部を授業の都度、生徒に配付するために紙にコピーした結果、学期末には小説の多くの部分をコピーする。

4. 授業に必要な範囲を超えて映像や音楽の全編をコンピュータに保存する。

■ 公衆送信 ■

1. 教員が同一の画集の中から多くの作品を選んでスキャンして電子ファイルにしてクラウド・サーバにアップロードし、美術の授業で生徒が個々に配備されたタブレットでダウンロードする。
2. 教員が漢字ドリルを児童には購入させず、学校や教員が持っている漢字ドリルをスキャンして、児童に宿題としてメールで送信する。
3. 教員が授業と直接関係ないものも含めて多数の小説をアップロードする。
4. 教員が出版物の一部を、授業の都度、スキャンして生徒に予習の教材として複数回、電子ファイルでメール送信し、その結果、その出版物の多くの部分を送信する。
5. 絵本の読みきかせ動画を、クラウド・サーバにアップロードし、幼児児童生徒が自宅からいつでも視聴できるようにする。
6. 様々な分野に関するTV番組を授業で自由に使えるようにするため、継続的に録画し、クラウド・サーバにアップロードして蓄積し、ライブラリ化しておく。
7. 授業に必要な範囲を超えて、映像や音楽の全編を学校の教員や児童生徒がいつでもダウンロード視聴できるようにしておく。
8. 教師が、紙の教科書の全ページ又は大部分をスキャンし、PDF版デジタル教科書を作成して児童生徒に配信する。
9. 学校のホームページ等に、パスワードをかけずに、教科書等を解説する授業映像を教師がアップロードし、児童生徒以外の誰でも見られる状態にしておく。

以下、高等教育、社会教育施設及び授業以外での利用の典型例について、今後追記予定。